2026年11月2日

各　位

会 社 名　　株式会社ファンドライズ
代表者名　　代表取締役　清道　亮
問合せ先　　コーポレート本部
（TEL．03－6820－4959）

役員に対するストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、2026年10月5日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社役員に対してストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議し、2026年11月1日付で割当を完了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. ストック・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社は、中長期的な企業価値の向上及び持続的な成長を目指すにあたり、当社役員の意欲及び士気を一層高めるとともに、株主との価値共有を促進し、経営へのコミットメントを強化することを目的として、当社役員に対してストック・オプション（新株予約権）を発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の名称
 第1回新株予約権
2. 新株予約権の数
 900個
3. 払込金額
 無償
4. 割当日・払込期日
 2026年11月1日（以下「割当日」という。）
5. 新株予約権行使の際の払込取扱場所
 当社が別途指定する金融機関とする。
6. 新株予約権の内容
 (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数
 当社普通株式900株
 なお、新株予約権1個当たりの目的となる普通株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。
 但し、当社が、割当日後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株の100分の1未満の端数については、これを切り捨てる。なお、「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割

前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が、割当日後に効力を生じる合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で適切に株式数を調整することができる。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される１株当たりの行使時に払い込まれる金額（以下「行使価額」という。）に上記(1)に定める新株予約権１個の行使により付与される株式数を乗じた金額とする。

発行当初の行使価額は、金4,158円とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後に、当社が時価（当社の株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場（特定取引所金融商品市場への上場を除く。以下単に「上場」という。）される前は、調整前行使価額をいい、上場された後は、当社が株式の発行又は自己株式の処分を行う日の前営業日における、当該金融商品取引所の当該普通株式の普通取引の終値をいう。）を下回る価額で株式の発行又は自己株式の処分をする場合（新株引受権又は新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する株式数」に読み替えるものとする。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

但し、当社取締役会（取締役会設置会社でない場合には代表取締役の決定）で上記調整を行わない

旨を決定した場合には、当該調整を行わないことができる。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

2028年10月10日から2036年10月9日まで（行使期間の最終日が当社の営業日でない日に当たる場合は、その直前営業日が最終日となる。）。

(4) 新株予約権の行使の条件

① 上記(3)の規定にかかわらず、本新株予約権者は、当社の株式が上場する日まで権利行使することができないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

② 本新株予約権者は、権利行使時において当社又はその子会社の取締役、執行役、又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

③ 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権者について(5)の各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

④ 本新株予約権者（個人に限る。）が死亡した場合は、相続人はその権利を行使することができない。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

⑤ 各本新株予約権の一部行使はできない。

⑥ 上記①の定めにかかわらず、本新株予約権者は、当社の買収について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定（以下「買収決議」という。）が行われ、さらに当該買収決議と同時に又は当該買収決議から30日以内に当社が本新株予約権の行使を認めた（以下「買収時行使決定」という。）場合には、その日以降、当社が本新株予約権の行使を認めた期間（以下「買収時行使期間」という。）に限り、当社が行使を認めた数の本新株予約権を行使することができるものとする。「当社の買収」とは、以下のいずれかの場合を意味する。

(i) 当社の発行済株式の議決権総数の50%超を特定の第三者が自ら並びにその子会社及び関連会社により取得すること。なお、「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条で定義される「子会社」及び「関連会社」を意味する。

(ii) 当社が他の会社と合併することにより、合併直前の当社の総株主が合併後の会社に関して保有することとなる議決権総数が、合併後の会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。

(iii) 当社が他の会社と株式交換を行うことにより、株式交換直前の当社の総株主が株式交換後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式交換後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。

(iv) 当社が他の会社と株式移転を行うことにより、株式移転直前の当社の総株主が株式移転後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式移転後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。

(v) 当社を株式交付子会社とする株式交付により、株式交付直前の当社の総株主が株式交付後の株式交付親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式交付後の株式交付親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。

(vi) 当社が事業譲渡又は会社分割により当社の事業の全部又は実質的に全部を第三者に移転させること。

⑦ その他の行使条件は、当社と本新株予約権者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

(5) 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

① 当社は、本新株予約権者が、当社又はその子会社の取締役、執行役、又は使用人のいずれにも該当しなくなった場合（本新株予約権者が死亡した場合を含む。）、当社取締役会（取締役会設置会社でない場合には代表取締役。以下本 6. (5)において同じ。）が別途定める日をもって、当該新株予約権者の保有する未行使の新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、当社の取締役会が取得する本新株予約権の一部を決定する。

② 当社の買収について、買収決議が行われた場合で、上記(4)⑥に基づく買収時行使決定がなされず若しくは買収時行使決定を行わない旨の決定がなされたとき、又は買収時行使期間が経過したとき、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は本新株予約権者が有する未行使の本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、当社の取締役会が取得する本新株予約権の一部を決定する。

③ 当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約若しくは新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約若しくは株式移転の株式移転計画、又は当社が譲渡人となる事業譲渡に係る契約が当社の株主総会（ただし、当社の株主総会の承認を要しない場合には、当社の取締役会）において承認された場合（但し当社の買収に該当する場合を除く。）には、当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、当社の取締役会が取得する本新株予約権の一部を決定する。

④ 以下の各号に定める事由が生じた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権者が有する未行使の新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、当社の取締役会が取得する本新株予約権の一部を決定する。

(i) 本新株予約権者が拘禁刑以上の刑に処せられた場合

(ii) 本新株予約権者が法令違反その他不正行為により当社又はその子会社の信用を毀損した場合

(iii) 本新株予約権者が懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合

(iv) 本新株予約権者が当社又はその子会社若しくは関連会社と競合する業務を営む等、その名目を問わず競業行為をした場合。但し、当社の書面又は電磁的方法による事前の承認を得た場合を除く。

(v) 当社所定の書面により本新株予約権者が本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合

(vi) 本新株予約権者が死亡した場合

(vii) 本新株予約権者が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けた場合

(viii) 本新株予約権者につき破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する倒産手続開始の申立があった場合

(ix) 本新株予約権者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

(x) 本新株予約権者が当社との間で締結する割当契約の各規定に違反した場合

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

本新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会（取締役会設置会社でない場合には株主総会）の承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①の増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、新設分割、株式交換（当社が完全子会社となる場合に限る。）又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(1)に準じて合理的に決定される数とする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(2)で定められた行使価額を調整して得られる再編後行使価額に③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記(3)に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(3)に定める新株予約権を行使できる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件
上記(4)に準じて決定する。

⑦ 新株予約権の取得事由
上記(5)に準じて決定する。

⑧ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

⑨ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(7)に準じて決定する。

⑩ 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て
再編対象会社の新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(9)　新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

本新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

7.　新株予約権の割当対象者の区分及び人数並びに割り当てた新株予約権の数

当社取締役　2 名　900 個

以上